

次期「ひろしま子供の未来応援プラン」の策定方針について

1 要旨・目的

現行プランの計画期間が令和6年度で終了することから、子供・子育て施策を総合的に推進するための次期計画を策定する。

2 現状・背景

- 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン（計画期間：令和3年度～令和12年度）」における子供・子育てに係る分野別計画として、令和2年3月に、令和2年度から6年度を計画期間とする「ひろしま子供の未来応援プラン」を策定した。
- このプランに基づき、「すべての子供たちが成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現」を目指して、子供たちを社会全体で育てていくための様々な施策を総合的に推進している。

3 概要

(1) 策定方針

ア 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

イ こども基本法に基づく「こども計画」の策定

次期「ひろしま子供の未来応援プラン」に、令和5年に施行されたこども基本法に基づく「都道府県こども計画」を位置付ける。

【こども基本法（抜粋）】
 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(参考) こども基本法第9条第3項において、こども大綱は次の事項を含むものでなければならないとされている。

- ・総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策（少子化社会対策基本法第7条第1項関係）
- ・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等（子ども・若者育成支援推進法第8条第2項関係）
- ・子どもの貧困対策に関する基本的な方針等（子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項関係）

ウ プランの対象範囲の見直し

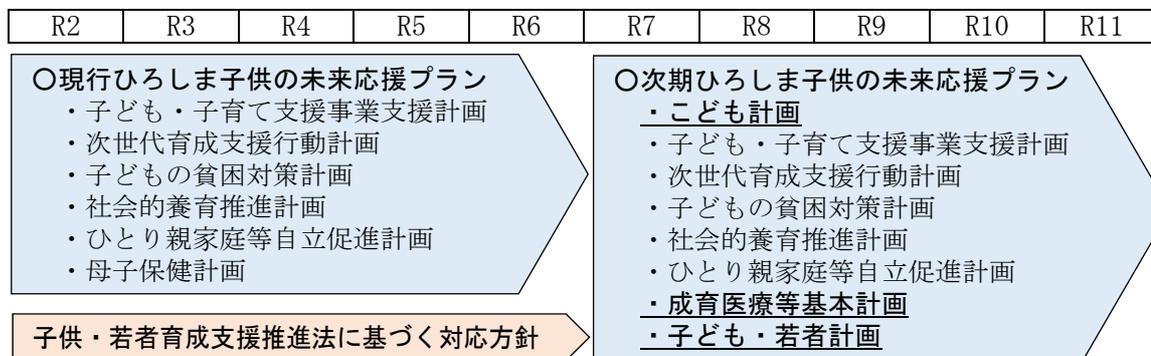
昨年12月に策定された国のこども大綱においては、対象をこども・若者とし、概ね30歳未満の者を対象としていることを踏まえ、プランの対象を見直す。

区 分	対 象
現行プラン	妊娠期から概ね18歳以下の全ての子供と子育て家庭及び子供を取り巻く社会の全ての構成員
見直し案	妊娠期から概ね <u>30歳未満</u> の全ての子供・ <u>若者</u> と子育て家庭及び子供・ <u>若者</u> を取り巻く社会の全ての構成員

エ 次期プランに位置付ける関連計画

対象範囲の見直しに伴い、「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」を「子ども・若者計画」として新たに次期プランに位置付ける。また、母子保健計画については、従来の母子保健施策が成育医療等の提供に関する施策に含まれたことにより、成育医療等基本計画としてプランに位置付ける。

子ども・子育て支援事業支援計画など5計画については、現行プランと同様に次期プランに位置付ける。



オ 将来にわたって目指す社会像

現行の記載をベースに、現行プランの振り返り結果などを踏まえ検討する。

現行プランの「将来にわたって目指す社会像」
すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現
 (趣旨)
 広島で生まれ、育つすべての子供たちが、生まれる前から、18歳くらいまでの成育過程において、家庭の経済的な環境や、教育・文化的環境などの育っていく環境に左右されることなく、必要に応じて支援や配慮を受けながら健やかに育ち、現在や将来に、夢や希望を持つことができる。そして、夢や希望の実現に必要な知識、スキル、意欲・態度、価値観・倫理観を身に付けることができ、いつでもチャレンジすることができる環境の実現を目指します。

カ 施策検討

(ア) こども大綱の勘案

国のこども大綱を勘案して、施策体系を見直し、新たに盛り込む項目の対応策を検討していく。

(イ) 取組の成果や課題等を踏まえた施策の見直しと新たな対応策の検討

現行プランの振り返りや社会情勢の変化、各調査結果等も踏まえ課題の深掘りを行う。

(ウ) 子供の意見の反映

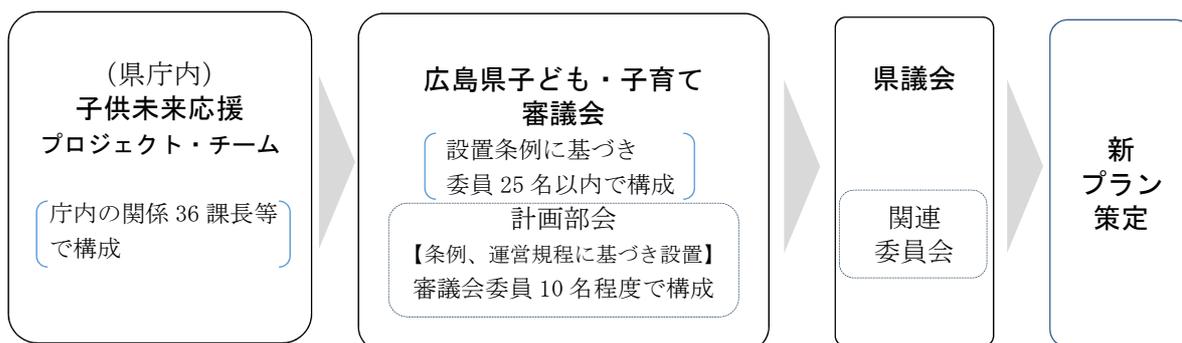
令和5年度に実施した子供の生活に関する実態調査や高校生等へのアンケート調査により把握した子供の意見を踏まえ、注力する施策の方向性を検討する。

【アンケート項目：県の子供に関する取組で、特に力を入れてほしいと思うこと】

区分		回答結果（選択肢10項目（高校11）、あてはまるもの上位3つまで選択）
子供の生活に関する実態調査	小学5年生	・ <u>小学校・中学校・高校で将来社会で活躍するために必要な力をつける</u> ：30.5% ・児童虐待（体罰や暴言、育児放棄等）の防止：27.1% ・障害のある子供やその家族への支援：25.6%
	中学2年生	・ <u>小学校・中学校・高校で将来社会で活躍するために必要な力をつける</u> ：36.5% ・児童虐待（体罰や暴言、育児放棄等）の防止：30.0% ・子育てと仕事を両立しやすい職場環境の整備：23.8%
高校生等へのアンケート調査		・ <u>小学校・中学校・高校で将来社会で活躍するために必要な力をつける</u> ：31.4% ・子育てと仕事を両立しやすい職場環境の整備：21.6% ・ <u>妊娠期からの子育て家庭への支援の充実</u> ：21.6%

※自由記述による意見についても関連項目ごとに整理・分析の上、プランに反映していく。

(2) 検討体制



(3) スケジュール

区分	令和6年										令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
策定作業	計画骨子案整理					計画素案整理					パブリックコメント		
生活福祉保健委員会	策定方針					骨子案				素案			計画策定

(4) 令和6年度当初予算

5,163千円（単県）

【参考：位置付ける計画の内容】

計画名	主な内容
こども計画 〔こども基本法〕	少子化対策、子供・若者育成支援、子供の貧困対策等を含む、こども施策に関する基本的な方針など
子ども・子育て支援事業支援計画 〔子ども・子育て支援法〕	乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保、保育士等の人材確保・資質向上、保護を要する子供の養育環境整備など
次世代育成支援行動計画 〔次世代育成支援対策推進法〕	子供を育成する家庭への支援や環境整備の施策の内容、実施時期など
子どもの貧困対策計画 〔子どもの貧困対策の推進に関する法律〕	貧困の世代間連鎖の解消に向け、教育の支援や、保護者に対する生活・就労の支援、経済的支援など
社会的養育推進計画 〔都道府県社会的養育推進計画の策定要領〕	社会的養育の体制整備の基本的考え方、子供の権利擁護の取組、市町の子供家庭支援体制構築に向けた県の取組など
ひとり親家庭等自立促進計画 〔母子及び父子並びに寡婦福祉法〕	ひとり親家庭の自立に向け、経済的支援や、就業支援体制の充実など
成育医療等基本計画 〔成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針〕	成育過程にある者等に対する医療、保健及び教育等の施策の推進など
子ども・若者計画 〔子ども・若者育成支援推進法〕	子供・若者の成長のための支援、社会環境の整備や、困難を有する若者やその家族の支援など